宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画

(第5次DV対策宮崎県基本計画)

(素案)

令和6年 月宮 崎 県

一目 次一

第	1:	草 計画の策定にあたって	
	1		1
	2	計画策定の趣旨	2
	3	計画の位置付け	3
	4		3
	5	計画の策定体制	4
<i>h-h-</i>		ᅔᅠᆂᄧᇆᇛᆛᄀᆚᇛᇰᇃᆉ	
弟		章 支援に関する本県の現状	_
	1	女性相談支援センターの現状について	
	2		
	3	その他の相談機関の現状について	
	4	女性自立支援施設の現状について	
	5	保護命令の現状について····································	
	6	県民のDVに関する意識·······2	
	7	男女平等に関する意識2	3
第	3 :	章 計画の基本的考え方	
713	1	- 本計画の目指す将来像····································	4
	2	支援の基本的な考え方	
	3	実施する施策の基本目標	
	4	支援の体制等	
	5	計画の見直し・評価について	
	0		
第	4	章 具体的施策の展開	
	1	具体的施策	9
		基本目標 I 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり2	9
		基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり3	4
		基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護4	2
		基本目標IV 自立の支援	
	2	施策の体系	6
	3	成果指標(まとめ)	7
第		章 支援に関わる団体・機関等	
	1	関係機関の役割	
	2	関係機関の連携	
	3	支援調整会議(協議会) 6	5

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国において、対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下「困難女性支援法」という。)による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)に基づいて、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子」と定義される「要保護女子」の「保護更生」を目的とするものとして始まり、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は不十分なものとなっていました。時代が下るにつれて、社会経済状況の急激な変化とともに、女性の就職率の上昇や家族関係の変化など、女性の支援ニーズが多様化する中、法改正を伴わない形で支援が進められてきました。

その後、平成 13 年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」の施行や、平成 16 年の「人身取引対策行動計画」の策定など、直面する問題も多様化し、また複合的な困難な問題を抱える女性の増加に伴い、婦人保護事業の対象者を拡大する中で、旧売春防止法に婦人保護事業の根拠を置くことに制度的な限界が指摘されるようになりました。

また、平成30年7月に国が設置した「困難な問題を抱える女性への支援の在り 方に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、婦人保護事業の支援対象像の拡大 や旧売春防止法を制度的根拠とすることの限界が改めて指摘されました。

このような状況の中で、令和4年5月に困難女性支援法が制定され、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が、自らの意思を尊重されながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を受けることで、自立して暮らせる社会を実現することが目的とされました。

同法の中で都道府県において困難な問題を抱える女性への支援のために施策の 実施に関する基本的な計画を定めることが明文化されたことから、本県において も、宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画(以下「県基本計画」という。) を策定することとしたものです。

2 計画策定の趣旨

- ▶ 様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性(ただし、DV被害者については性別を問わない。以下「支援対象者」という。)を対象とします。
- ※ 困難な問題を抱える女性については、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等幅広く支援の対象として捉え、これらの状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、必要に応じて本計画による支援の対象者とします。
- ▶ 支援対象者の意思を尊重しながら、その置かれた状況に応じてきめ細やかで、 寄り添いつながり続ける支援を行うことで、それらの女性等が自立して暮らせ ることができる社会を実現します。
- ➤ これまで婦人保護事業の中核を担ってきた婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設が、名称を女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設と変更した上で引き続き事業の中心として支援に取り組みます。
- ▶ 支援対象者に対しては、独自の支援を実施している民間団体が存在しており、 これらの民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄 積された知見や経験、育成されてきた人材等は、支援を進める上で有効である ことから、支援に当たっては、行政機関と民間団体は、双方の特色を尊重し、 補完し合いながら対等な立場で協働していきます。
- ▶ 女性等を支援する機関と、他の施策に関連する様々な機関が緊密に連携しながら、支援対象者の置かれた状況に応じてきめ細やかな、つながり続ける支援を実施します。
- ▶ 地域によって支援対象者への対応に大きな格差が生じるべきではなく、支援対象者が県内のどこにいたとしても、必要十分な支援を受けられる体制を整備していきます。

3 計画の位置付け

- 困難女性支援法第8条第1項に基づく法定計画です。
- ・ DV防止法第2条の3第1項に基づく法定計画です。
- ・ DV防止法に基づく「DV対策宮崎県基本計画」(以下「DV基本計画」という。)については、宮崎県総合計画 2023 における分野別施策の柱である「男女共同参画社会の実現」の部門別計画として位置付けられています。
- ※ 本県では、平成18年3月にDV基本計画を策定し、平成21年3月、平成26年3月及び平成31年3月に順次改定を行っており、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策(以下「DV対策」という。)を総合的かつ計画的に推進してきたところです。現行の第4次DV基本計画については令和5年度で計画期間が終了することに伴い、社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえたうえで、令和6年度までに新たな計画を策定することとなっておりますが、県基本計画と政策的に関連が深いことから一体のものとして策定することとしています。

4 計画の期間

2024年4月から2029年3月までの5年間とします。

※ ただし、「困難女性支援法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する 基本的な方針」、「DV防止法」又は「配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合や、新たに 盛り込むべき事項が生じた場合などには、必要に応じて計画の見直しを行い ます。

5 計画の策定体制

以下のとおり、意見を聴取した上で県基本計画の策定に取り組みました。

- ・ 県庁内の関連部署に対し、県基本計画に関わる取組の洗い出し及びその他意 見聴取を行いました。
- ・ 宮崎県DV被害者保護支援ネットワーク会議(全体会、地区別会議)において、行政(国、県、市町村)、警察、医療、その他民間団体等から専門的な意見を聴取しました。
- ・ パブリックコメントを実施し、県民の意見を聴取しました。



意見聴取と見直しを繰り返し実施

第2章 支援に関する本県の現状

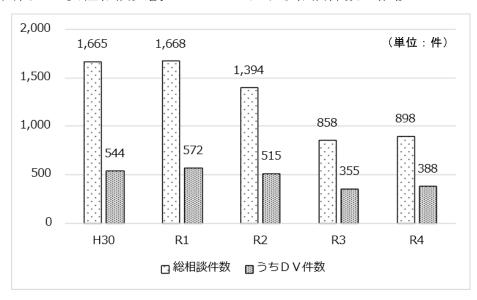
※ 四捨五入による有効数字の関係上、単数の統計値でも合計値が 100%にならない場合があります。

1 女性相談支援センターの現状について

(1)相談件数

令和4年度における女性相談支援センター(旧女性相談所)が受け付けた相談件数は898件で、前年度と比較して40件増加しています。

また、令和4年度におけるDVを主訴とする相談件数は388件で、前年度と比較して33件増加し、全相談件数に占める割合は43.2%となっています。



図表1 女性相談支援センターにおける相談件数の推移

図表 2 相談件数の内訳の推移

(単位:件)

年 度		H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
相談件数(延べ)		1, 665	1, 668	1, 394	858	898
来所相談	延件数	136	120	111	73	77
木川伯談 	実件数	84	91	81	57	56
電話相談(延べ)		1, 529	1, 548	1, 283	785	821
DV相談	炎(延べ)	544	572	515	355	388

平成30年度と令和3年度の相談件数を比較すると(R3相談件数/H30相談件数)、全国、本県どちらも減少しているものの、全国は92.4%、本県は51.5%となっており、本県の相談件数の減少が顕著となっています。

図表3 本県及び全国の女性相談支援センターの相談件数 (単位:件)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R3/H30
宮崎県	1, 665	1, 668	1, 394	858	51.5%
全国	148, 992	140, 739	144, 903	137, 698	92. 4%

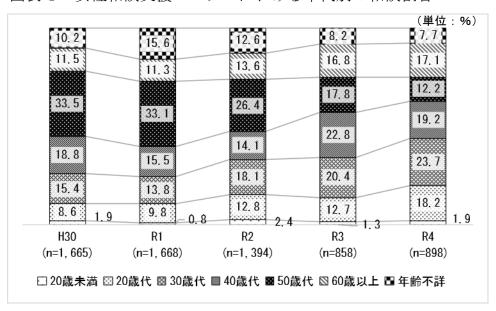
[※] 令和4年度については、全国の数字が未公表。

(2) 年代別の相談割合

令和4年度における相談者の年代別相談件数では「30歳代」の割合が23.7%と 最も高くなっています。

過去5年間の年代別相談件数では、40歳代以下の相談者からの割合が増加傾向 となっており、平成30年度と比較した場合、特に20歳代(約10%増)及び30 歳代(約8%増)の増加が顕著となっています。

図表4 女性相談支援センターにおける年代別の相談割合



(3) 相談内容の種別ごとの割合

令和4年度における相談内容の種別としては、「夫等からの暴力(DV)」の割合が最も高く43.2%を占めており、過去5年間で増加傾向にあります。そのほか、医療関係の相談は年々減少傾向にあります。

1.4 3.3 2.9 3. 7 6. 1 100.0 8. 4 12. 2 8. 5 18. 7 7.0 1.6 2.8 4.4 4.1 3. 6 45. 7 40.9 46.6 46.3 43.1 41.4 43.2 36.9 34.3 32.7 0.0 H30 R1 R2 R3 R4 (n=1, 665) (n=1, 668) (n=1, 394) (n=858)(n=898)図 人間関係(DV除く) 図 経済関係 ■ 医療関係 (単位:%) ■ その他

図表5 女性相談支援センターにおける相談内容の種別ごとの割合

人間関係(DV除く):離婚問題、子・親・恋人からの暴力、ストーカー被害等

経済関係:生活困窮、借金等

医療関係:病気(精神的なものを含む)、妊娠・出産等

その他:住居問題、帰住先なし、売春強要等

(4) 経路別相談件数 (来所相談に限る)

令和4年度における来所相談(実件数)56件を経路別にみると、「本人自身」が26件と最も多く、次いで「警察関係」が11件となっています。

「社会福祉施設等」「医療機関」「その他」といった民間団体からの相談件数は合計で7件となっています。

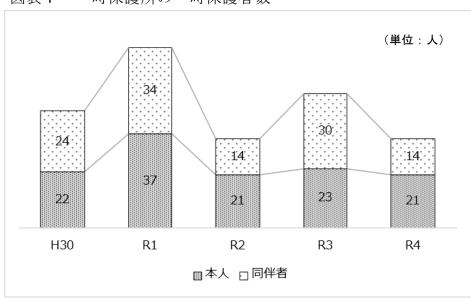
(単位:件) 26 11 8 7 2 2 *** *** 警察関係 法務関係 他の女性相談支援員 縁故者・知人 他の女性相談支援センター 福祉事務所等 社会福祉施設等

図表6 令和4年度の女性相談支援センターにおける経路別相談件数

2 一時保護の現状について

(1) 一時保護者数

令和4年度における女性相談支援センターの一時保護者数(実人員)は「本人」が21名、「同伴者」が14名となっています。「本人」と「同伴者」の合計は過去5年間でみると増減を繰り返している状況となっています。



図表7 一時保護所の一時保護者数

図表8 一時保護者数の内訳の推移

(単位:人)

	年 度	H 3 O	R 1	R 2	R 3	R 4
	新規入所者数	22	34	21	22	19
本人	実人員	22	37	21	23	21
	延人員	379	778	368	389	601
同	実人員	24	34	14	30	14
同 伴 者	延人員	448	527	180	596	206

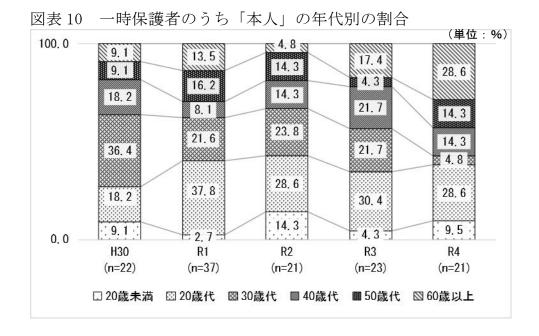
図表 9 一時保護者数 (本人・実人員) の推移及びDVを原因とする一時保護者数 (本人・実人員) の推移 (単位:人)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
全 体	22	37	21	23	21
D V	19	24	16	16	14
割合	86. 4%	64. 9%	76. 2%	69. 6%	66. 7%

(2) 一時保護者の年代別の割合

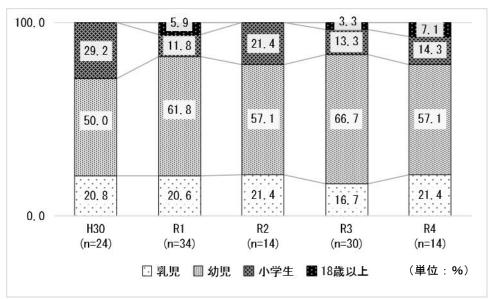
令和4年度における一時保護者のうち「本人」(実人員)の年代は「60歳以上」及び「20歳代」の割合が最も高い28.6%となっています。

過去5年間を通して見ると、「20歳代」の一時保護割合が高い傾向にあります。 また、「60歳以上」の割合が増加傾向となっているのに対して、「30歳代」は 減少傾向となっています。



一時保護者のうち「同伴者」(実人員)については、令和4年度は「幼児」の割合が最も高く57.1%となっており、小学生以下(「小学生」+「幼児」+「乳児」)の割合は、92.8%となっています。

過去5年間を通して見ると、「幼児」の割合が最も高く、毎年5割以上を占めており、「乳児」及び「小学生」も毎年2割程度を占めている状況となっています。

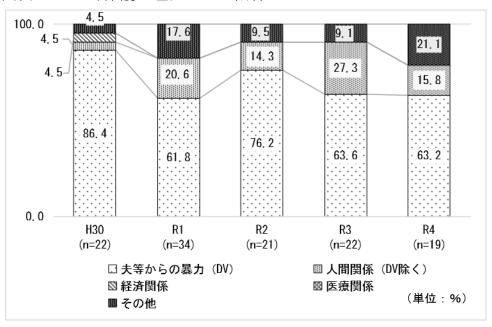


図表 11 一時保護者のうち「同伴者」の年代別の割合

※中高生については、過去5年間で実績なし。

(3) 一時保護の理由ごとの割合(新規入所者に限る)

令和4年度における、一時保護所における新規入所者の一時保護の理由としては「夫等からの暴力(DV)」の割合が63.2%と、最も高くなっています。また、「経済関係」及び「医療関係」を理由とした一時保護の割合は過去5年間を通してほとんどない状況となっています。



図表 12 一時保護の理由ごとの割合

人間関係(DV除く):離婚問題、子・親・恋人からの暴力、ストーカー被害等

経済関係:生活困窮、借金等

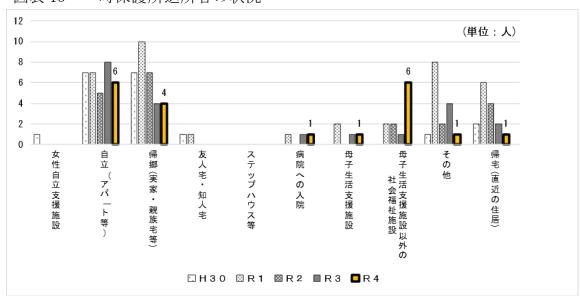
医療関係:病気(精神的なものを含む)、妊娠・出産等

その他:住居問題、帰住先なし、売春強要等

(4) 一時保護所退所者の状況

令和4年度における一時保護所退所者(20名)(下図太枠)の状況については、「自立」及び「母子生活支援施設以外の社会福祉施設」が最も多く、各々6人となっています。

過去5年間の平均で見ると「自立」及び「帰郷」が多くなっており、元の住居 に戻る「帰宅」については過去5年間の平均で3人となっています。



図表 13 一時保護所退所者の状況

図表 14 一時保護退所者の状況(過去 5 年間の平均)

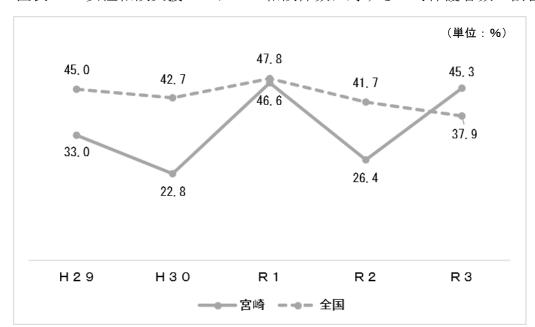
(単位:人)

性 自 支 援 设	自立	帰郷	友 人 宅 ・知人宅	ステッ プハウ ス等	病院への入院	母子生 活支援 施設	母子生活支 援施設以外 の社会福祉 施設	その他	帰宅
0. 2	6.6	6. 4	0. 4	0.0	0.6	0.8	2. 2	3. 2	3. 0

(5) 相談件数に対する一時保護者数の割合

令和3年度における女性相談支援センターの相談件数(延べ)に対する一時保護者数(延べ:本人)の割合は、45.3%となっており、全国の37.9%より高い状況となっています。

一方で、過去5年間の推移をみると、令和3年度を除いて全国の数字より低い状況となっており、過去5年間の平均では約10%全国の数字の割合が高くなっています。



図表 15 女性相談支援センターの相談件数に対する一時保護者数の割合

図表 16 女性相談支援センターの相談件数及び一時保護者数の推移

	年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	平均
宮	相談件数(①)	1,591件	1,665件	1,668件	1,394件	858 件	
崎	一時保護者数(②) ※本人のみ	525 人	379 人	778 人	368 人	389 人	
	2/1	33.0%	22.8%	46.6%	26. 4%	45. 3%	34. 8%
全	相談件数(③)	143, 603 件	148, 992 件	140, 739 件	144, 903 件	137, 698 件	
国	一時保護者数(④) ※本人のみ	64, 559 人	63, 553 人	67, 319 人	60, 438 人	52, 128 人	
	4/3	45.0%	42. 7%	47.8%	41. 7%	37. 9%	43. 0%

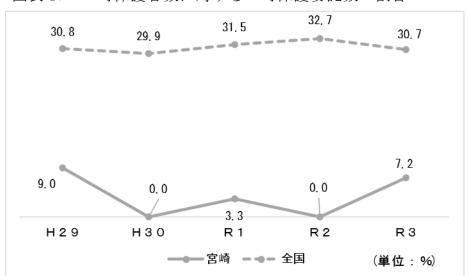
[※] 相談件数、一時保護者数ともに延べ数。

[※] 令和4年度については、全国の数字が未公表。

(6) 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合

令和3年度における女性相談支援センターの一時保護者数(延べ:本人)のうち、外部に委託している割合は7.2%となっており、全国の30.7%と比較すると低い状況となっています。

また、過去5年間で比較すると、全ての年度において全国の割合より低くなっており、平均では30%程度低くなっています。



図表 17 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合

図表 18 一時保護者数及び一時保護委託数の割合

	年 度	H 2 9	Н3О	R 1	R 2	R 3	平均
宮	一時保護者数(①)	525 人	379 人	778 人	368 人	389 人	
崎	一時保護委託数(②)	47 人	0人	26 人	0人	28 人	
	2/1	9. 0%	0.0%	3. 3%	0.0%	7. 2%	3.9%
全	一時保護者数(③)	64, 559 人	63, 553 人	67, 319 人	60, 438 人	52, 128 人	
国	一時保護委託数(④)	19, 857 人	18, 987 人	21, 194 人	19, 757 人	16, 027 人	
	4/3	30.8%	29. 9%	31.5%	32. 7%	30. 7%	31.1%

[※] 一時保護者数、一時保護委託数ともに延べ数。

[※] 令和4年度については、全国の数字が未公表。

3 その他の相談機関の現状について

(1) 市町村の女性相談支援員の設置自治体数

令和4年度において、女性相談支援員等(※)を設置している市町村の数は、 6自治体となっており、平成30年度の2自治体から4自治体の増加となってい ます。

図表 19 女性相談支援員の設置自治体数の推移

(単位:自治体)

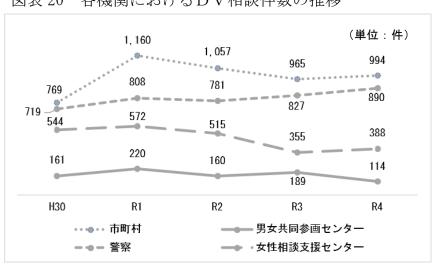
年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
女性相談支援員	C	c	4	G	6
設置自治体数	2	2	4	6	6

令和4年度時点:宮崎市、都城市、日向市、えびの市、三股町、国富町 ※売春防止法上、町村については婦人相談員の設置が規定されていないため、 図表19については、町は女性相談専門の相談員という整理となる。

(2) その他関係機関のDV相談件数

令和4年度における関係機関のDV相談件数(延べ)においては、「市町村」の相談件数(県内全市町村の相談件数の合計)が最も多く994件となっており、次いで「警察」の相談件数が890件となっています。

過去5年間の推移では、「警察」の相談件数は増加傾向にある一方で、「女性相談支援センター」をはじめとした他の相談機関の相談件数は減少傾向となっています。



図表 20 各機関におけるDV相談件数の推移

4 女性自立支援施設の現状について

(1)入寮者数の状況

令和4年度における女性自立支援施設(旧婦人保護施設)の入寮はありませんでした。過去5年間では、令和元年度に退寮して以降、入寮はない状況となっています。

図表 21 女性自立支援施設入寮者数の推移

(単位:人)

年 度	H 3 O	R 1	R 2	R 3	R 4
実人員	1	1	0	0	0
延人員	119	5	0	0	0

(2)年齢別の入寮者数

平成30年度及び令和元年度の入寮者は50歳代となっています。

図表 22 年齢別の女性自立支援施設入寮者数の推移

(単位:人)

年 度	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
20 歳未満	_	_	_	_	_
20 歳代	_	_	_	_	_
30 歳代	_	_	_	_	_
40 歳代	_	1	1	_	_
50 歳代	1	1	1	_	_
60 歳代	_	_	-	_	_
70 歳以上	_	_	_	_	_

[※]平成30年度の入寮者が令和元年度まで入寮している。

(3) 理由別の退寮者数

令和元年度の退寮者の退寮理由は「就職・自立」となっています。

図表 23 女性自立支援施設入寮者の退寮理由別状況 (単位:人)

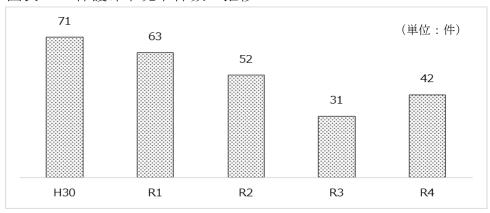
	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4
就職・自立	_	1	_	_	_
帰宅・帰郷	_	_	1	_	_
結婚	_	_	_	_	_
他機関移送	_	_	_	_	_
無断退寮	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_

5 保護命令の現状について

(1) 本県の保護命令発令件数

宮崎地方裁判所管内で保護命令が発令された件数は、DV防止法が施行された平成13年10月から平成17年までは10件程度でしたが、平成18年以降増加しており、平成30年から令和4年の発令件数は図表24のとおりです。

直近5カ年では減少傾向となっており、令和4年は42件となっています。



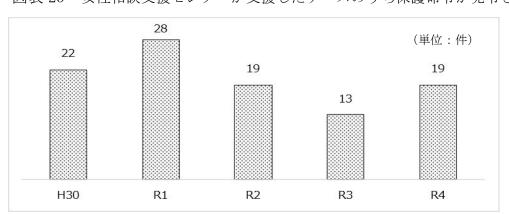
図表 24 保護命令発令件数の推移

※ 調査期間は「年間」(「年度」ではない)。

(宮崎地方裁判所調べ)

(2) 女性相談支援センターが支援した保護命令発令件数

令和4年度においては、女性相談支援センターが支援を行ったうち、保護命令が発令された件数は19件となっています。



図表 25 女性相談支援センターが支援したケースのうち保護命令が発令された件数

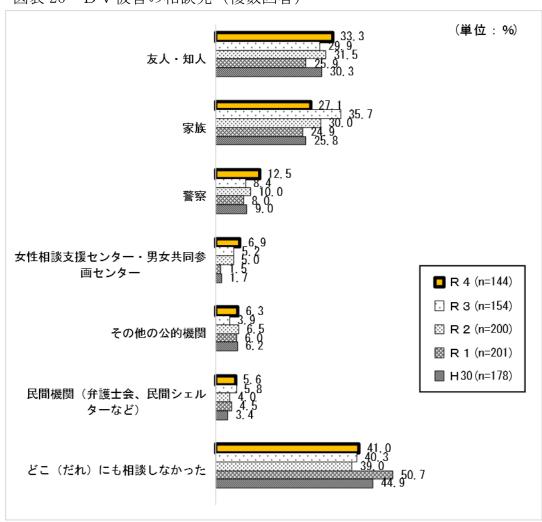
※ 調査期間は「年度」。

6 県民のDVに関する意識

(1) D V 被害者の相談先

令和4年度に18歳以上の3,500人を住民基本台帳から無作為に抽出して実施した「宮崎県県民意識調査」の結果によると、「配偶者等からの暴力を受けた人(全体から「暴力を受けたことはない」及び「無回答」を差し引いたもの)」は全体の12.8%で、うち配偶者等からの暴力を受けた時の相談先について、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が41.0%と最も多く、次いで「友人・知人」が33.3%、「家族」が27.1%という結果となりました。

関係機関では「警察」が最も多く 12.5%、次いで「女性相談支援センター・男女共同参画センター」が 6.9%となっています。



図表 26 D V被害の相談先(複数回答)

(2) D V被害者の被害の状況

令和2年度に18歳以上の男女3,000人(男女各1,500人)を無作為に抽出して実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果(下図太枠箇所)によると、何らかの暴力を受けたことがある人のうち、暴力を受けた行為は、「大声でどなられる」が21.3%と最も多く、次いで「「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」といわれる」が6.2%、「何でも勝手に決められ、命令される」が5.7%となっています。

また、性別で比較すると、全体的には女性の方が被害にあっていると回答している割合が多くなっています。

大声でどなられる 21.3 26.4 (単位:%) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」とい 7.9 何でも勝手に決められ、命令される 4.6 4.6 4.6 f **交友関係や電話を細かく監視される**5.4 **交友関係や電話を細かく監視される**1.0

1.0

1.0

1.0

1.0

1.0

1.0 → 4.6 十分な生活費を渡されない → 6.9 ■ 4.0 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける 5.8 1 1 9 ■ 3.7 性的行為を強要される 5.9 □全体 (n=1, 286) ■ 3.2 何を言っても無視され続ける ■ 3.2 3.2 ■ 1.0 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける □ 1.6 0.2 Ⅲ 男性(n=586) **▮** 1.0 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける **▮** 1.0 ↑ 1 2 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる □ 1.0 0.6 そのような経験は全くない 無回答 11.4

図表 27 被害の状況 (複数回答)

(3) DV被害者が相談しなかった理由

図表 28 相談しなかった理由(複数回答)

令和2年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結 果(下図太枠箇所)によると、相談しなかった理由については、「相談するほど のことでもないと思ったから」が 42.4%と最も多く、次いで「自分にも悪いとこ ろがあると思ったから」が26.7%、「相談してもむだだと思ったから」が24.1 %となっています。

性別で比較すると、回答割合の多い上位3つの質問項目については、女性よ りも男性において回答割合が多くなっています。

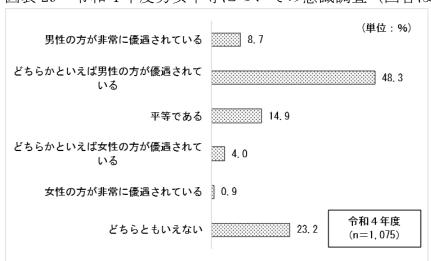
相談するほどのことでもないと思った 自分にも悪いところがあると思ったか

(単位:%) 相談してもむだだと思ったから だれにもいえなかったから 自分さえがまんすれば、なんとかこの ままやっていけると思ったから 世間体が悪いから 2.9 10.4 ■全体(n=191) □ 女性(n=115) 他人を巻き込みたくなかったから 3,9.6 ☑ 男性(n=76) どこ(だれ)に相談してよいのかわから なかったから 相談したことがわかると、仕返しを受 4.7 けたり、もっとひどい暴力を受けると 6.1 思ったから そのことについて思い出したくなかっ たから

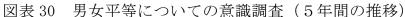
7 男女平等に関する意識

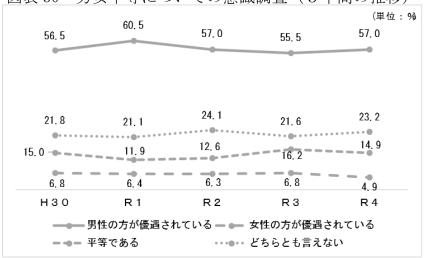
令和4年度に行われた「宮崎県県民意識調査」において「社会全体において、男女は平等になっていると思いますか」という質問に対し、男性の方が優遇されている (「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した割合が 57.0%と、半数を超えており、「平等である」と回答した割合は 14.9%となっています。

過去5年間の推移を見ると、あまり大きな変化は見られません。



図表 29 令和 4 年度男女平等についての意識調査(回答は1つのみ)





※男性の方が優遇されている

- = 「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」 ※女性の方が優遇されている
- =「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

第3章 計画の基本的考え方

1 本計画の目指す将来像

一人ひとりの人権が尊重され、安心かつ自立して生活ができる社会

一人ひとりの人権が尊重されることにより、本県のすべての女性が自立した生活を送れる社会の実現を目指すとともに、DVの根絶された誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2 支援の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性等への支援について

本人の心身の安全・安心に配慮しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に 寄り添って、相談やアウトリーチ等による発見から相談へつないでいくことが重要 です。また、一人ひとりのニーズに応じて、施設等への入所、生活支援や被害から の回復支援を行い、地域生活への移行や自立支援まで、地域の関係機関等が連携・ 協働して包括的な支援を実施します。

① 支援対象者に寄り添った支援

- ▶ 支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行います。
- ▶ 幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせて寄り添った支援 を行います。
- ▶ 支援対象者の多くが精神や身体を傷つけられ、自らの意思や希望等を表出することが難しい状況に置かれている場合も多いため、自立を困難にしている諸要因を理解した上で支援を行います。

② 関係機関の連携による充実した支援

- ▶ 関係機関が十分に協働・連携を図りながら支援がとぎれないよう寄り添った 支援を行い、支援が途切れても繰り返しつながり支えていくように取り組み ます。
- ▶ 行政機関に支援を求めることができない、あるいは求めない女性の存在に留意し、アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した支援対象者の早期発見に取り組みます。
- ▶ 関係機関の連携の際には、個人の情報について共有することが必要となるため、支援調整会議の柔軟かつ機動的な活用等を検討します。

(2) D V被害者への支援について

特に、DV被害者については、上記「(1)困難な問題を抱える女性への支援について」のほか、以下のような視点を持って支援に取り組みます。

① 被害者の立場に立った切れ目のない支援

DVの防止から、通報や相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援に取り組みます。

② 安全の確保への配慮

情報管理の徹底等、被害者及びその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮します。

3 実施する施策の基本目標

基本目標 I 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

支援対象者が自立して生活できる社会を実現するために、支援対象者自身が、支援施策等について知るとともに、自立して過ごすことができる生活基盤を整備するため、県民一人ひとりが、DVをはじめとした問題について正しく理解してもらえるよう、啓発活動等に取り組みます。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

支援対象者の抱える様々な問題に対応する必要があることから、女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員をはじめとした、女性支援に携わる機関の相談員においては、積極的に研修等を受講するなど、今まで以上に相談支援に係る専門的な技術等の習得に努め、支援対象者の立場に寄り添って、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討し、関係機関との連携を図りながら相談支援に取り組みます。

基本目標皿 迅速、安全かつニーズに応じた保護

必要な医療的、心理的ケアを行うとともに、必要に応じて適切な一時保護を実施し、同伴児等にも配慮した支援に取り組んでいきます。 DV被害者等の支援に関しては、警察と連携を図りながら安全確保に努めていくとともに、必要に応じて保護命令の活用を図ります。

基本目標Ⅳ 自立の支援

支援対象者が、それまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安心して生活するために、住宅の確保、経済基盤の確立(就労含む)、心の健康などについての支援に取り組むとともに、市町村における各種の手続等が支援対象者の負担とならないよう、市町村や民間団体等と連携し円滑に自立に繋げていけるよう取り組みます。

4 支援の体制等

(1)支援体制について

支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、支援対象者本人を 中心に、連携・協働することが重要です。

また、令和5年度まで開催していたDV被害者保護支援ネットワーク会議を困難 女性支援法に基づく支援調整会議及びDV防止法に基づく協議会として位置付け、 関係機関同士の密接な連携の下、支援に取り組んでいきます。

(2) 適切かつ迅速な苦情解決の仕組みの確立について

関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める必要があります。

このため、警察においては、苦情処理制度により、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速な処理を行っています。

また、女性自立支援施設においても、苦情処理制度の整備を行い、被害者からの苦情に対して適切かつ迅速に対応することとしています。

今後は、その他の関係機関においても、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、円滑・円満な解決や信頼性、適正性の確保を図るように努める必要があります。

(3)調査研究等の推進

以下の点について調査研究等の推進を検討します。

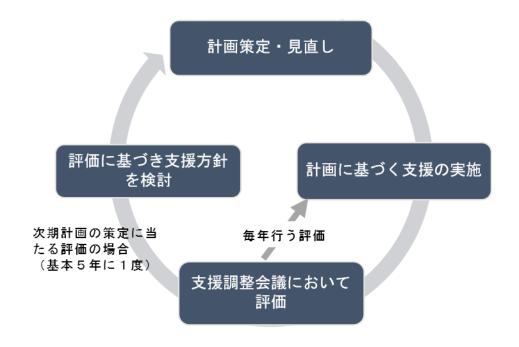
- ▶ 本県においては、女性自立支援施設の有効活用が進んでいないことから、支援 調整会議などで関係機関の意見を聴くなどして、活用方法について検討してい きます。
- ▶ 支援調整会議の効果的な設置・運営の在り方について適宜検討します。
- ▶ 関係機関の役割と支援の在り方について、支援調整会議等を活用して随時見直しを行うとともに、民間団体の役割・連携について、他県の先進事例等の調査研究を行います。

5 計画の見直し・評価について

(1)評価

毎年、支援調整会議の全体会議において、計画の目標達成状況について評価を行い、必要に応じて支援の在り方を見直します。

また、次の基本計画の策定に当たっては、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定めた施策について評価を行います。評価の際には支援調整会議において関係機関の意見を聴取すること等により実施します。



(2) 評価結果の公表

次の基本計画の策定に当たり、基本計画の運営期間の満了前に、基本計画に定め た施策について行った評価により得られた結果について公表します。

第4章 具体的施策の展開

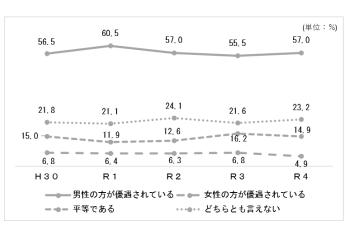
具体的施策

困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり 基本目標I

困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知や自立して生活でき 重点目標 1 る社会づくりのための教育啓発の推進

現状

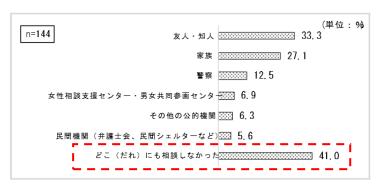
▶ 令和4年度の「宮崎県県民意識調 査」において、「男性の方が優遇 されている(「男性の方が非常に 優遇されている」と「どちらかと いえば男性の方が優遇されてい る」の合計)」と回答した割合が 57.0%、「平等である」と回答し た割合が14.9%となっています。 この数字は5年前の平成30年度と 比較してあまり変わっておらず、 (再掲) 図表30 男女平等についての意識調査 (5年間の推移)



支援対象者が自立して生活するための環境を整備する取組が、今後も一層必要で あると考えられます。

▶ 女性相談支援センターへの相談件数は898件と、平成30年度の1,665件から約半 分に減っている一方で、令和4年度の「宮崎県県民意識調査」において、配偶者

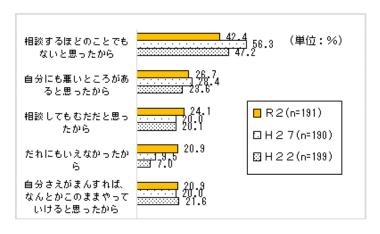
等からの暴力を受けた人のう ち、「どこ(だれ)にも相談 しなかった」と回答した割合 は41.0%と高くなっているこ とから、女性相談支援センタ ーをはじめとした相談窓口に 繋がらない支援対象者が一定 数いることが考えられます。



(再掲) 図表 26 DV被害の相談先 (令和4年度抜粋)

▶ 令和2年度の「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」の結果によると、 DV等の被害者のうち、どこにも相談していないと回答した人の理由としては、

「相談するほどのことでもないと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」「相談してもむだだと思ったから」「相談の多くなっており、支援対象者自身のDVに対する認識や支援制度への理解が不足しているとが懸念されます。また、回答割合の多い上位3つの質問項



「割合が (再掲)図表 28

(再掲)図表 28 相談しなかった理由(上位5項目抜粋)

目については、男性の回答割合が 多いことから、男性のDV被害者

に対する周知・啓発も求められます。

課題・支援方針

支援対象者が自立して生活できる社会を実現するために、まずは支援対象者自身が、相談窓口や支援施策について知るとともに、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合には支援を受けることができるといった意識の醸成を図る必要があります。

特にDVの防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力について考える機会を積極的に提供することが有用であるとされていることから、関係機関との連携や民間団体の協力などにより、中学・高校・大学生等の若年層を対象とした早期の啓発や教育を行うことが重要です。

また、支援対象者が自立して過ごすことができる生活基盤を整備するために、県民一人ひとりに対して、DVをはじめとした問題について正しく理解してもらえるよう、啓発活動に取り組むことが重要となります。

このほか、令和6年4月施行の改正DV防止法により精神的DVも保護命令の対象になっていること等についても、その周知を図ることが必要です。

具体的取組 (今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 困難な問題を抱える女性等への支援施策等の周知啓発の推進

- ① 啓発カードやリーフレットの作成・配布などにより、支援対象者が相談窓口に 繋がるよう周知啓発に取り組みます。 (生活・協働・男女参画課) (こども家庭課)
- ② 外国人や障がい者にも相談窓口や支援施策等の情報が行き渡るよう、みやざき 外国人サポートセンターなどの関連施設での周知啓発に取り組みます。

(障がい福祉課)

(国際・経済交流課)

③ 被害者の支援に関する広報・啓発を強化するとともに、性暴力被害者への精神的、経済的支援など、総合的な支援を推進します。

(生活・協働・男女参画課)

具体的取組 2 DV等の防止を目的とした若年層に対する周知啓発の推進

① 相談窓口や支援施策等について、民間団体のもつ広報媒体やネットワークを活かして、若年層を中心に周知啓発に取り組みます。

(生活・協働・男女参画課) (こども家庭課)

② 中学生・高校生・大学生等を対象に交際相手からの暴力(デートDV)防止講 座等を実施するとともに、啓発リーフレット等を作成・配布するなど、未然防 止対策を推進します。 (生活・協働・男女参画課)

(スポーツ振興課)

③ 「若年層の性暴力被害予防月間」のほか、様々な機会をとらえ、性犯罪・性暴力は決して許されるものではないという社会の意識を醸成するとともに、未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。

(生活・協働・男女参画課)

具体的取組 3 困難な問題を抱える女性等の生活基盤整備のための県民への周知 啓発の推進

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」期間など、様々な機会をとらえ、男女共同 参画センターにおけるDV防止講座の開催など、DVを未然に防止するための 広報・啓発を推進します。 (生活・協働・男女参画課)
- ② 男女が個人として尊重され、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画づくりを推進するための広報・啓発を推進します。

(生活・協働・男女参画課)

③ 学校教育、家庭教育及び社会教育において、人権を尊重する意識を高め、男女 平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

(生活・協働・男女参画課)

(人権同和教育課)

(生涯学習課)

- ④ 人権出前講座等の開催により、県民に対する人権教育・啓発を推進します。 (人権同和対策課)
- ⑤ 住民に近い市町村における広報等を活用して周知啓発ができるよう市町村と連携して取り組みます。 (生活・協働・男女参画課) (こども家庭課)
- ⑥ 女性・子ども等に対する暴力の未然防止に関する知識を持つアドバイザーの学校、自治体等への派遣を行い、暴力の未然防止に取り組みます。

(生活・協働・男女参画課)

基本目標 I に係る成果指標について

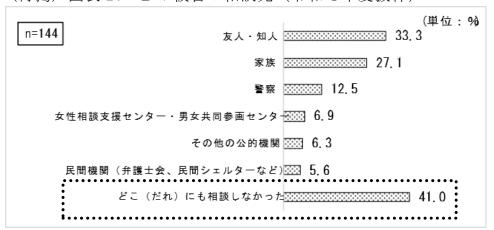
成果指標1 DV被害者等がどこ(だれ)にも相談しなかった割合

【概要】

宮崎県県民意識調査の「あなたは、配偶者又は恋人から暴力を受けて、 どこか(だれか)に相談したことがありますか」という質問において、 暴力を受けたことがある人(全体から「暴力を受けたことはない」及び 「無回答」を除いた数)のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」 と回答した割合(下図点線枠)。



(再掲) 図表 26 D V 被害の相談先 (令和 4 年度抜粋)



基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

重点目標2 人材育成・研修による相談体制の充実

現状

- ➤ 女性相談支援センターには女性相談支援員4名、DV被害者自立支援員1名、電話相談員2名を配置するとともに、平日夜間及び土曜日・日曜日についても電話相談を受け付けるなどの相談体制を整えています。
- ▶ 市町村においては、令和5年4月1日時点で5市2町において女性支援専門の相談員が配置されており、相談窓口を設けて支援に取り組んでいます。
- ▶ その他の市町村においては、専門の相談窓口はないものの、女性支援の所管課が 相談対応等の支援に取り組んでいます。

課題·支援方針

困難女性支援法においては、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性を支援対象としていることから、その支援を行う女性相談支援員をはじめとした被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員には、女性の様々な困難に対処できるよう社会福祉に関する知識や、相談支援に関する専門的な技術・経験が求められています。女性相談支援員等の人材確保や、女性相談支援員等の処遇改善についても必要に応じて取り組んでいくことが重要であるほか、女性の抱える困難が多岐にわたることから、関係機関同士が情報共有を行い、上手く連携して支援を行っていくことが必要です。

DVについては、外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特性があります。被害者の相談や支援に携わる関係機関の職員には、これらの特性を十分理解した上で、被害者の置かれた立場や個人情報の保護等に配慮して職務を行うことが必要です。

特に被害者と直接接する場合は、不安感を抱えながら相談に訪れる被害者が、安心して相談できるように配慮するとともに、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害が生じることのないよう配慮することが必要です。

具体的取組 (今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 相談員等への研修などによる支援スキルの強化

① 女性相談支援員が各種制度を熟知した上で被害者に対する適切な助言等を行 えるよう、引き続き全国婦人相談員・心理判定員研究協議会等の関係会議への 計画的な派遣を行うなど、女性相談支援員の資質の向上を図ります。

(こども家庭課)

② 市町村、福祉事務所、保健所、警察署、民間団体等の相談担当職員を対象に、被害者の二次的被害防止のためのケースワークを中心とした実務研修を行います。さらに、被害者の安全確保を最優先とし、被害者の意思を尊重した自立支援が実践できるよう関連支援情報について研修を行います。

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

③ 事例によっては、女性相談支援員が代理受傷を体験したり、バーンアウト状態に陥ったりすることもあることから、女性相談支援員同士のピアカウンセリング等の精神的なケアの体制整備について検討します。さらに、外部の専門家を交えた事例検討会を実施するなど、女性相談支援員の援助技術の向上を図ります。 (こども家庭課)

具体的取組 2 関係機関との情報共有及び連携による相談体制の強化

① 研修等を通じて、DV関連情報について教職員への周知を図ります。

(生活・協働・男女参画課)

(人権同和教育課)

② 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関における支援に関する理解の深化を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士の連携強化を図ります。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

③ 相談機能の充実を図るとともに、地区別の支援調整会議などを活用して児童相談所や市町村との連携を強化します。また、市町村においては児童福祉部門等の関連部署とも連携を図るよう促します。 (こども家庭課)

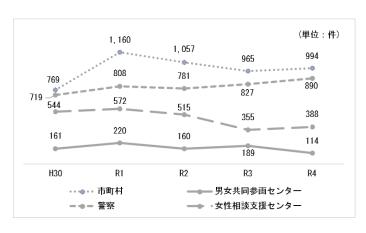
(女性相談支援センター)

関係機関における相談体制の充実 重点目標3

現状

- ▶ 女性相談支援センターはDV防止法に定める配偶者暴力相談支援センターとして の機能を果たす施設として被害者からの相談にも対応しています。
- ▶ 男女共同参画センターでは、土曜日も相談を受け付けるなど、相談しやすい体制 の整備を図っています。
- ▶ 令和4年度末時点でDV防止法に基づく計画を策定している県内の市町村は25市 町村となっており、女性支援の所管課が中心となり相談などの支援に取り組んで います。
- ▶ 警察においては、警察本部内にストーカー・DV事案等に対応する「人身安全対 策課」を、県内 13 警察署にストーカー・DV対策係をそれぞれ設置して相談体制 を強化し、事案に応じて関係所属と連携を図りながら、被害者等の保護を最優先 に防犯指導、関係機関・団体等の紹介、被害者等の要望等を踏まえた上で相手方 への指導警告、事件検挙等の措置を迅速・的確に講じています。
- ▶ 令和4年度に行われた「宮崎県県民意識調査」によると、DV等を受けた人のう ち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答している人が41.0%いることか ら、相談機関に繋がっていない潜在的な支援対象者が一定数いることが想定され

ます。そのような中、過去5年間 の相談機関ごとのDV相談件数の 推移では、警察への相談が増加し ている一方で、女性相談支援セン ター、男女共同参画センター、市 町村への相談については、横ばい ないし微減といった状況となって おり、全体的に見ると、支援対象 者が相談しやすい体制が整えられ ているとは言い難い状況となっ (再掲) 図表20 各機関におけるDV相談件数の推移 ています。



課題・支援方針

困難女性支援法の施行により、支援対象者の抱える様々な問題に対応する必要があることから、女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員等においては、今まで以上に相談支援に係る専門的な技術の習得に努め、本人の立場に寄り添ったアセスメントに基づいて、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針を検討していくことが必要です。

特に、女性相談支援センターが中心となり支援体制を構築することはもとより、 支援対象者に最も身近な支援機関である市町村においても、支援体制の充実化を図 ることが必要です。

また、民間団体の協力の下、SNS等を活用した相談体制の構築やアウトリーチの実施、気軽に立ち寄り安心して自分の気持ちや悩みを話すことができる居場所づくりなど、行政の相談窓口等に相談に行きづらい支援対象者を支援につなげていくための仕組み作りや、相談に来た支援対象者の負担軽減を図るため、個人情報の取扱いには注意しつつ情報共有が速やかに行われるよう関係機関同士の連携を促すための取組が必要です。

性自認が女性であるトランスジェンダーの人については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等と連携した支援が必要です。

DVに関しては、性別や国籍、障がい、年齢等によって支援に格差が出ないよう被害者の立場に立った配慮のある支援を行います。

配偶者暴力相談支援センターが県内に1か所しかないこと、被害者の利便性、配偶者暴力相談支援センターへの相談が保護命令適用の要件の一つとされていること等を踏まえると、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設が被害者の身近に設置されることが望まれます。

また、DV被害者を発見した場合の通報について、迅速かつ適切な対応がなされる必要があることや、児童虐待のうち、DVが背景にある家庭もあることを踏まえ、医療機関や児童相談所などの関係機関との連携を緊密にし、潜在化しがちなDVの早期発見や通告につなげることが必要です。

具体的取組 (今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 相談者の立場に立った相談機能の充実

① 女性相談支援センター、男女共同参画センター、市町村などの相談支援員等の 「公的機関で相談を担う職員」は、相談者の意思を最大限に尊重した支援に取 り組めるよう、支援調整会議等を活用して支援方針について共有を図ります。

(生活・協働・男女参画課)

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

- ② 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。 (女性相談支援センター)
- ③ 緊急時に110番通報すべき旨や自衛手段を教示するにとどまらず、関係機関の紹介、加害者に対する指導警告等、警察がとり得る各種措置を個別の事案に応じて被害者に教示し、被害者の意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行います。 (警察本部)
- ④ 女性相談センターと警察との連携を一層密に行い、ストーカー・DV等被害者の身の安全の確保を最優先に、迅速に一時保護を行います。また、DVとして対応する案件であっても、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー規制法による措置を検討します。

(女性相談支援センター)

(警察本部)

⑤ 被害者の支援に関する広報・啓発を強化するとともに、性暴力被害者への精神 的、経済的支援など、総合的な支援を推進します(再掲)。

(生活・協働・男女参画課)

- ⑥ 女性相談支援センターを中心として、市町村担当職員に対し女性相談支援員と の合同研修や勉強会の機会を提供するなど、市町村におけるDV被害者の支援 体制の強化・充実を図ります。 (女性相談支援センター)
- ⑦ 市町村における支援に関する窓口を明確にするとともに、市町村における支援 調整会議の設置など、市町村の関係課が連携して支援体制を整備するよう働き かけていきます。 (こども家庭課)

- ⑧ 地域の実情等を踏まえ、基本計画の策定を検討する市町村に対して、情報提供 などの支援を行います。 (こども家庭課)
- ⑨ 市町村に対して配偶者暴力相談支援センター機能を果たす施設の設置についての働きかけを行うとともに、これを検討する市町村に対しては、相談業務へのアドバイス等の支援を行うなど、被害者にとってより身近な地域での相談機能の充実を図ります。(こども家庭課)

具体的取組2 自ら相談することが困難な女性等への対応

- ① 支援につながっていない支援対象者に支援が届けられるよう、インターネット やSNS等による相談対応を行う民間団体を支援します。 (こども家庭課) (女性相談支援センター)
- ② 女性相談支援センターや市町村などの行政の相談窓口に相談しづらいという支援対象者については、民間団体が窓口となり、必要に応じて行政等の支援機関に繋げられるよう連携を図ります。 (こども家庭課)
- ③ 行政の相談窓口に繋がりにくい支援対象者のために、気軽に立ち寄り、安心して話のできる居場所づくりについて、民間団体の協力の下、取り組むことを検討します。 (こども家庭課)

具体的取組3 関係機関の連携・情報共有による相談機能の充実

- ① 相談機能の充実を図るとともに、地区別の支援調整会議などを活用して児童相談所や市町村との連携を強化します。また、市町村においては児童福祉部門等の関連部署とも連携を図るよう促します(再掲)。 (こども家庭課)
 - (女性相談支援センター)
- ② 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報の取扱いの整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

(警察本部)

- ③ 日常の業務を行う中で、身体的暴力や精神的暴力の被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医師会等を通じて被害者を発見した場合の通報や情報提供について周知を図ります。 (こども家庭課)
- ④ 支援対象者の家庭問題など、地域住民の身近な生活課題の相談に対し、必要に 応じて関係行政機関につなぐよう民生委員・児童委員に促すとともに、その活 動を支援します。 (福祉保健課)

(こども家庭課)

⑤ 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関における支援に関する理解を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士の連携強化を図ります(再掲)。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

具体的取組 4 DV被害者における性別、国籍等に関わらない支援の提供

- ① 日本語の不自由な被害者からの相談や一時保護に際し、煩雑な手続や有用となる情報について理解が得られるよう、(公財)宮崎県国際交流協会やみやざき外国人サポートセンター等の協力を得て、外国語での対応について配慮します。また、ビザの取得・延長や不法滞在等にかかる問題について、出入国在留管理庁との連携を図ります。 (国際・経済交流課)
- ② 障害者虐待又は高齢者虐待にあたると思われる場合は、事案に応じて市町村に 通報するなど、市町村等との連携を図ります。また、障害者福祉サービス事業 所、高齢者等福祉施設との連携を強化し、障害者、高齢者に対する支援の充実 を図ります。 (障がい福祉課)

(長寿介護課)

③ 生活の本拠を共にする関係以外の交際相手について、婚姻関係に至った場合の DV予防の観点からも、相談窓口の周知を図るとともに相談支援に取り組みます。 (生活・協働・男女参画課)

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

④ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害に悩む男性や性的マイノリティの方の相談・支援に対応しやすい環境づくりに努めます。

(女性相談支援センター)

基本目標Ⅱに係る成果指標について

成果指標2 困難女性支援基本計画を策定している市町村数



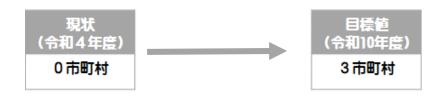
成果指標3 DV対策基本計画を策定している市町村数



成果指標4 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数

【概要】

県央、北・西諸県、県北の三地域に1箇所ずつ配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者等の保護命令申立てに係る利便性の向上等を図る。

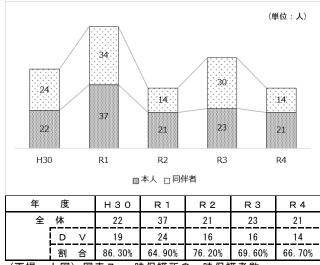


基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズ応じた保護

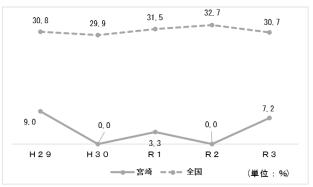
重点目標4 様々なニーズに対応した一時保護

現状

- ▶ 本県の女性相談支援センターでは、 令和4年度、実人員で21名(本人の み)の一時保護を行っており、その うちDVを原因とする一時保護は14 名で、全体の66.7%となっています。 過去5年間では、令和元年度を除い て同程度の一時保護(本人のみ)を 行っており、DV被害者を保護して いる割合は、過去5年間を通して6 割を超えています。
- ▶ 一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか本人の状況等に応じて、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行っています。令和3年度における女性相談支援センターの一時保護件数のうち、委託している割合は、過去5年間の平均で全国の数字より30%程度低くなっています。



(再掲:上図) 図表7 一時保護所の一時保護者数 (再掲:下表) 図表9 一時保護者数(本人・実人員)の推移及 びDVを原因とする一時保護者数(本 人・実人員)の推移



(再掲) 図表 17 一時保護者数に対する一時保護委託数の割合

- ▶ 警察においても緊急的に保護が必要な案件については短期間保護を実施するなどの取組を行っています。
- ▶ 一時保護の間に問題が解決できず、引き続き保護が必要な支援対象者に対しては、 女性自立支援施設において、自立のための生活支援や就業支援を行い、社会復帰 を図るとともに、被害者に同伴する子どもがいる場合は、必要に応じて母子生活 支援施設への入所について福祉事務所等との連携に努めています。

課題・支援方針

一時保護に当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるよう配慮するとともに、心身の健康状態等を観察し、必要な医療的、心理的ケアを行うことが重要であり、支援対象者の置かれている状況を整理し、本人の希望・意思を最大限に尊重して今後の支援方針の検討及び決定を行うことが必要です。

支援対象者の状況は、DV被害、妊娠、児童を同伴している等、多様です。また、居所等の厳重な秘匿を要する場合と、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合とがあり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なります。このため、支援対象者の状態に応じた複数の一時保護所や委託先が必要であり、支援対象者のニーズに応じた保護環境を整える民間団体を増やしていくことが必要です。

DV被害者等の支援に関しては、被害者の一時保護後、加害者等による追及を避けるため、警察と連携を図りながら安全確保に努める必要があります。

警察においては、被害者の心情等に配慮するとともに、本人の意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、迅速かつ的確な被害防止措置を図っていく必要があります。

具体的取組(今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 相談者の事情や状況に即した一時保護の実施

- ① 加害者等の追求が激しく、本県内では利用者の安全確保が図れないような場合など、都道府県域を超えた広域的な避難や保護ができるよう、他都道府県との連携を図ります。 (こども家庭課)
- ② 被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談支援センターの一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等、状況に応じて適切な一時保護委託先で保護するなど、被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。 (女性相談支援センター)

③ 支援対象者に身近な市町村においても、緊急的に安全を確保できるようにする ため、民間団体を支援して民間シェルターの充実を図ります。

(こども家庭課)

④ 児童相談所で保護された児童のうち、未成年の若年女性については、ケースの 状況によっては児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を女性自立支援施設に 行えるようにするなど、児童相談所との間での連携方法について検討します。

(こども家庭課)

(女性相談支援センター)

具体的取組2 安全確保を最優先にした支援

① ストーカー被害者や未だ加害者からの危害を加えられる可能性が高い場合など、女性相談支援センターと警察との連携を一層密に行い、身の安全の確保を最優先に、迅速に一時保護を行います。また、DVとして対応する案件であっても、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、さらにストーカー規制法による措置を検討します。(再掲)

(女性相談支援センター)

(警察本部)

- ② 警察において、DVやストーカー事案の再被害防止のため、被害者支援措置の 強化を図ります。 (警察本部)
- ③ 交際相手からの暴力被害者について、助言・一時保護に加えて、必要に応じて、 保護命令制度の説明を行います。 (女性相談支援センター)

具体的取組3 相談者に寄り添った支援

① 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報の取扱整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。 (再掲) (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

(警察本部)

② 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。(再掲)

(女性相談支援センター)

- ③ 生計困難なDV被害者等が心身の回復のために医療機関を利用できるよう、無料低額診療事業をホームページで紹介するなど、被害者の支援に取り組みます。 (福祉保健課)
- ④ 支援対象者に対して、自立して生活する上での必要な基礎的な知識や習慣の習得支援を行うなど、自立に向けた支援体制を整えます。また、市町村と連携して自立するまでの環境整備の支援を行います。 (こども家庭課)

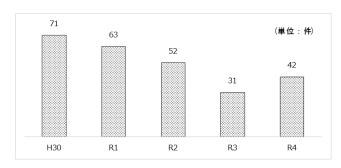
(女性相談支援センター)

- ⑤ 支援対象者に対して、生活保護制度の適切な活用が図られるよう関係機関との 情報共有や連携を図ります。 (福祉保健課)
- ⑥ 外国人の女性等において、一時保護に支障が出ないよう、通訳の準備などの環境整備に取り組みます。 (国際・経済交流課)

重点目標5 保護命令制度に対する適切な対応

現状

- ▶ 女性相談支援センターにおいては、被害者が円滑に保護命令制度を利用できるよう、被害者に対し、保護命令制度についての情報提供や助言を行うほか、裁判所への同行等必要な支援を行っています。
- ▶ 本県においては、令和4年に42件の 保護命令が発令されており、平成30 年以降、毎年30件以上の保護命令が 発令されています。



(再掲) 図表 24 保護命令発令件数の推移

課題・支援方針

DV被害者の安全確保のため、保護命令制度の一層の周知を図るとともに、引き続き保護命令に対する適切な対応を行っていくことが必要です。

警察においては、裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、被害者に対して、DVによる危害を防止するための留意事項等について説明するとともに、必要に応じて、被害者の親族等に対し、被害者に対する保護命令の発令について説明し、加害者による危害から自らの生命又は身体の安全を確保するための措置を説明するなど適切な対応を行うことが重要です。

また、加害者に対しては、保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう引き続き指導警告等を行うことが必要です。

配偶者暴力相談支援センターは被害者に対し、保護命令の制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行い、被害者が円滑に保護命令の申立てができるように支援することが必要です。

また、裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要です。

具体的取組 (今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 保護命令制度の周知

- ① 令和5年のDV防止法の改正により、身体的暴力だけでなく、精神的暴力も保護命令の対象となるなど、保護命令制度の拡充が図られているため、制度の周知に努めます。 (こども家庭課)
- ② 「民事関係手続デジタル化法」施行を見据え、インターネットによる保護命令 申立てについての周知を図るとともに、インターネットを活用できない被害者 等への支援の在り方などについて整理します。 (こども家庭課)

具体的取組 2 保護命令申立てに係る支援

① 円滑に保護命令の申立てが行えるよう、裁判所との連絡や申立方法についての助言などの支援に取り組みます。また、引き続き、無料法律相談や日本司法支援センター等の相談窓口についての情報提供を行うとともに、警察と密に連携をとり、被害者の安全を確保します。案件によっては、その他の関係機関とも連携して支援に取り組みます。 (女性相談支援センター)

(警察本部)

② 被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、保護命令発令後、関係機関との連携を図りながら、被害者の安全確保、被害者の親族等に対する支援を行っていきます。また、関係機関との連携により、DV被害者の保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保に努めます。

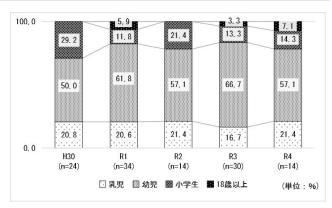
(女性相談支援センター)

(警察本部)

重点目標 6 同伴児童等への支援

現状

▶ 令和4年度に、女性相談支援センターの一時保護所に入所した 21人のうち約4割にあたる9人 が子どもを同伴しております。 また、同伴者のうち約9割が小 学生以下の子どもとなっています。



(再掲)図表 11 一時保護者のうち「同伴者」の年代別の割合

課題・支援方針

小学校や保育園等とも連携を図り、DVに対する理解を深めてもらうなどの取組を行っていくことが必要です。

DVと児童虐待は相互に重複して発生していることを踏まえ、女性相談支援センターで受けた相談の内容から、被害者が同伴している子ども等に対する虐待が疑われるときは、同伴児等の一時保護の必要性を説明した上で、児童相談所や市町村等に通告することが必要です。

併せて、一時保護を行った同伴児に対する支援については、保護者の同意を得て 心理判定等を実施するなど、適切に対応していくことが必要であるほか、児童相談 所などと連携して、児童福祉の視点から保護や支援が必要になるかなど、支援対象 者とは別に支援の必要性について検討する視点が必要です。

そのほか、同伴家族に高齢者がいる場合には、適切な対応ができるよう、高齢者福祉関係機関と連携していくことが必要です。

具体的取組(今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 児童相談所や市町村の児童福祉部門との連携による支援

① 女性相談支援センターと児童相談所等とで連携し、子どもに関する情報の共有 や必要に応じて同伴児に対する心理的ケアに努めるなど、子どもの安全確保を 最優先した対応を行います。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

- ② 被害者本人の状況、同伴家族の有無等を勘案し、女性相談支援センターの一時保護所での保護のほか、社会福祉施設、民間シェルター等、状況に応じて適切な一時保護委託先で保護するなど、被害者の個別の事情や状況に配慮した一時保護を行います。(再掲) (女性相談支援センター)
- ③ 支援対象者の子どもやその家庭において援助が必要な場合は、市町村の要保護児童対策地域協議会と連携を図り、母子保健サービスや子育て支援サービス等につなぎます。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

具体的取組2 教育・保育や医療機関等の関係機関との連携

① 住民票の記載がされていない場合の学齢簿の移動や、接近禁止命令が出された場合の取扱い等のDV被害者における配慮すべき事項等について教育機関やスクールカウンセラー、保育所等に対して研修や周知啓発を行うとともに協力を求めます。 (こども家庭課)

(人権同和教育課)

② 支援対象者の子どもにおいて支援が必要な場合などに備えて、支援調整会議等を通して、医師会等と連携を図り情報共有を行います。

(こども家庭課)

③ 生計困難なDV被害者等が心身の回復のために医療機関を利用できるよう、無料低額診療事業をホームページで紹介するなど、被害者の支援に取り組みます。 (再掲) (福祉保健課)

基本目標Ⅲに係る成果指標について

成果指標5 女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数

【概要】

一時保護が必要な支援対象者のニーズを把握し、そのニーズを補う取組を行う民間団体に一時保護委託することで、女性相談支援センターだけでは対応できない支援対象者についても保護を行えるようにする。

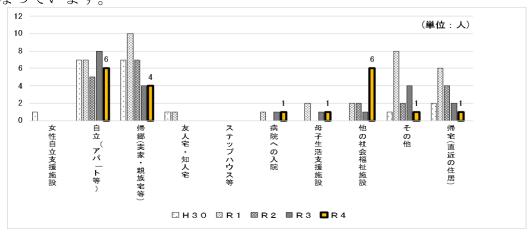


基本目標Ⅳ 自立の支援

重点目標7 自立支援の充実

現状

▶ 一時保護所の退所状況について、過去5年間では、「自立」及び「帰郷」が多く、 女性相談支援センターにおける自立支援に関して、一定の成果が出ている形となっています。一方で、「帰宅」となっている支援対象者も毎年度一定数いる状況 となっています。



(再掲)図表 13 一時保護所退所者の状況

▶ 令和5年改正のDV防止法における「被害者の保護」については、被害者の自立 を支援することまでが含まれることとなっており、DV被害者における自立支援 の重要性が高まっています。

課題・支援方針

支援対象者が、それまでの生活の場を離れて自立し、新たな場所で安全かつ安心して生活するためには、住宅の確保、経済基盤の確立(就労含む)、心の健康などについての支援が必要であり、これらに関する制度についての情報収集や関係機関との連携を適切に行うことで、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要です。

また、自立に向けては市町村における各種の手続等も必要となることから、支援対象者の負担が大きくならないよう、市町村の女性相談支援員や女性支援所管課などが中心となり、各関係部署との調整を行うことや、民間団体による同行支援などにより、支援対象者の負担軽減を図ることで円滑に自立に繋げていくことが重要となります。

また、再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、女性相談支援センターや女性自立支援施設、女性相談支援員、市町村、民間団体等が支援対象者と緩やかにつながり続けて支援を行うことが必要です。

具体的取組 (今後進めていく取組を含む)

具体的取組 1 住宅確保に係る支援の充実

① 県営住宅の入居者募集の際に、DV被害者の世帯に対して抽選倍率を優遇する など、優先的な選考を行い、入居機会の増大に努めます。

(建築住宅課)

- ② 県内市町村に対し、DV被害者とその家族を対象とした公営住宅等の優先・優 遇措置への協力を依頼します。 (建築住宅課)
- ③ 住宅確保要配慮者(住宅の確保に特に配慮を要する者)に対して賃貸住宅への 入居に係る住宅情報の提供・相談等の支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法 人や、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅について、 女性相談支援センター等と連携して積極的な情報提供に取り組みます。

(建築住宅課)

具体的取組2 経済基盤の確保や就労に係る支援の充実

- ① 支援対象者に対して、生活保護制度の適切な活用が図られるよう関係機関との 情報共有や連携を図ります。(再掲) (福祉保健課)
- ② 生活困窮者自立支援制度等について、関係機関と情報共有や連携を図り、支援対象者への支援に取り組みます。 (福祉保健課)
- ③ 児童虐待やDV事例における児童手当の配偶者への支給停止及び被害者への 支給や保護命令が発令された被害者への児童扶養手当の支給について、国から の通知等に基づき、適切に事務処理がなされるよう、市町村との情報共有や連 携を図ります。 (こども家庭課)

- ④ 公共職業安定所、職業訓練施設と事案に応じた連携を図り、支援対象者の状況に配慮した就業支援が行えるように取り組みます。 (雇用労働政策課)
- ⑤ みやざき女性就業支援センターと連携して就業支援に取り組みます。

(雇用労働政策課)

⑥ 母子家庭等就業・自立支援センターや母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の福祉 制度についての情報提供や助言などに取り組みます。 (こども家庭課)

具体的取組3 困難な問題を抱える女性等の自立を促すためのその他の支援

- ① 心理担当職員や精神科医療機関等の専門機関と連携し、精神的な被害を受けている相談者への回復支援に取り組みます。(再掲) (女性相談支援センター)
- ② 事案に応じ、離婚調停手続、子どもとの面会交流、多重債務問題等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるとともに、支援対象者が弁護士による法律相談等のサービスを利用しやすいようにするため、支援調整会議等を通して弁護士会及び法テラス地方事務所との連携を図ります。 (こども家庭課)
- ③ 支援対象者において、自立して生活する上での必要な基礎的な知識や習慣の習得支援を行うなど、自立に向けた支援体制を整えます。また、市町村と連携して自立するまでの環境整備の支援を行います。 (再掲) (こども家庭課) (女性相談支援センター)
- ④ DV被害者等の取扱いにつき、市町村保険者、国民健康保険組合及び後期高齢者 医療広域連合において、国の通知等に基づき適切な事務処理がなされるよう助 言、指導を行います。 (国民健康保険課)
- ⑤ 住民基本台帳の閲覧や住民票の交付等の制限を行う支援措置について、遺漏なく 取り扱われるよう各市町村への協力を要請します。 (こども家庭課)
- ⑥ 支援対象者が、生活再建に必要な手続等を行う際や子育てのレスパイトのため、 子育て短期支援事業や一時預かり事業の活用が出来るよう、関係機関と情報共有 を行います。 (こども政策課)

(こども家庭課)

① 退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、女性相談支援センターは民間団体と連携して緩やかにつながり続ける支援を行います。 (こども家庭課)

具体的取組4 関係機関との連携による自立支援の充実

① 支援調整会議において、研修の時間を設けること等により、同会議の構成機関に おける支援に関する理解を促すとともに、情報共有を行うことで、構成機関同士 の連携強化を図ります。(再掲) (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

② 女性相談支援センター、市町村、警察等の関係機関の役割分担を明確にし、個人情報の取扱整備を検討するなど、円滑な連携ができるように取り組みます。 (再掲) (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

(警察本部)

- ③ 必要に応じて民間団体の協力の下、同行支援を実施するなど、支援対象者の負担 軽減等を図ります。 (こども家庭課)
- ④ DV被害者の国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等に係る住民 基本台帳等の情報管理について、細心の注意をもって取り扱うよう、会議、研修 等を通して市町村に呼びかけます。 (こども家庭課)

(女性相談支援センター)

⑤ DV被害者の子どもについて、様々な事情により住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、その子どもが住所を有することに基づいて就学を認める取扱いをするなど、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連携を図るとともに、被害者に対して必要な情報を提供します。 (女性相談支援センター)

基本目標Ⅳに係る成果指標について

成果指標 6 一時保護された支援対象者が他施設への入所や地域における安全な生 活に繋がった割合

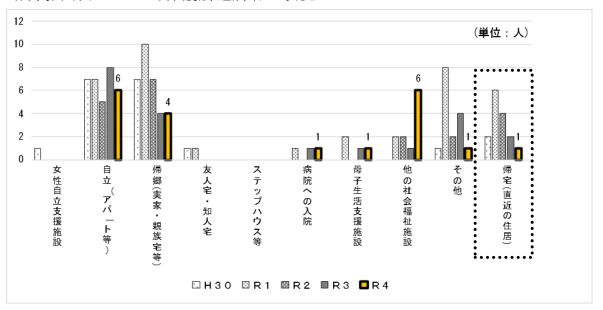
【概要】

一時保護された支援対象者の退所後の状況について、「帰宅」(下図点線枠)以外となっている割合(加害者のいる自宅に戻らない割合)。 ※ただし、「帰宅」が適当と判断される支援対象者は除く。

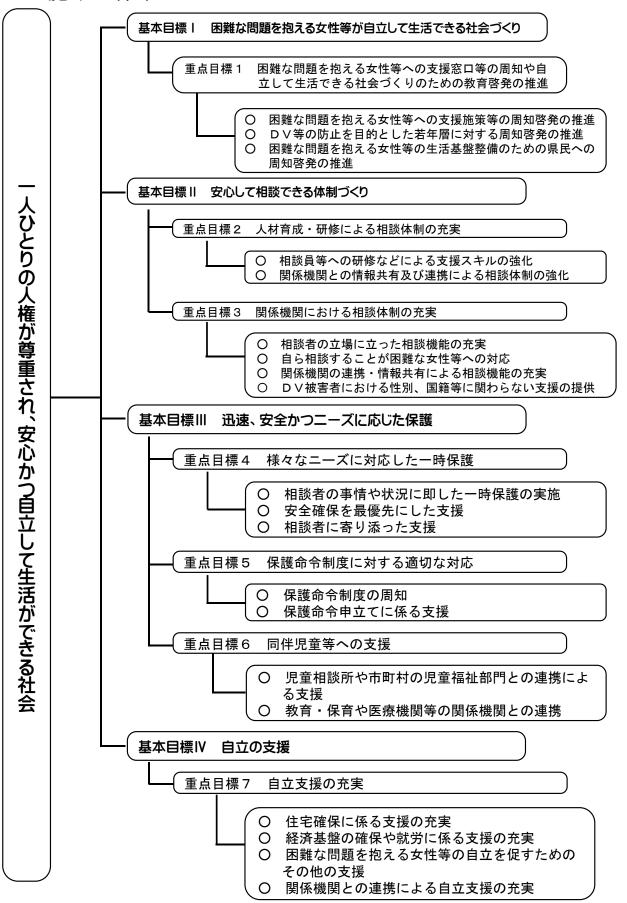


※平成30年度から令和4年度 までの5年間の平均

(再掲)図表 13 一時保護所退所者の状況



2 施策の体系



3 成果指標(まとめ)

基本目標 | 困難な問題を抱える女性等が自立して生活できる社会づくり

指標項目	現状	目標値
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	(令和4年度)	(令和 10 年度)
【成果指標1】	4 7 0/	0.5 %
DV被害者等がどこ(だれ)にも相談しなかった割合	41%	25%

基本目標 || 安心して相談できる体制づくり

指標項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和 10 年度)
【成果指標 2 】 困難女性支援基本計画を策定している市町村数	0 市町村	26市町村
【成果指標3】 DV対策基本計画を策定している市町村数	2 5 市町村	26市町村
【成果指標4】 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置数	0 市町村	3 市町村

_基本目標Ⅲ 迅速、安全かつニーズに応じた保護

指標項目	現状 (令和4年度)	目標値 (令和 10 年度)
【成果指標 5 】 女性相談支援センターの一時保護委託契約施設数	5 施設	10施設

基本目標IV 自立の支援

指標項目	現状 (平成 30 年度 から令和 4 年度 までの平均)	目標値 (令和 10 年度)
【成果指標6】 一時保護された支援対象者が施設等への入所や地域にお ける安全な生活に繋がった割合	88%	100%

第5章 支援に関わる団体・機関等

1 関係機関の役割

1 女性相談支援センター

主な役割

- ▶ 支援において、以下のような役割を担います。
 - ① 支援対象者の立場に立って相談に応じることや、相談を行う機関を紹介すること
 - ② 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護を行うこと
 - ③ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助を行うこと
 - ④ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連 絡調整を行うこと
 - ⑤ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと
 - ※③~⑤については、基本的に入所者に対する支援。
- ▶ 支援対象者が抱える問題やその背景、心身の状況等を適切に把握するためのアセスメントを踏まえ、本人の希望と意思を最大限に尊重しながらその時点において最適と考えられる支援を検討、決定し、実施します。
- ▶ 関係機関と連携して支援を行う際の主たる調整機能を果たします。
- ▶ 一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心とする個別ケースについては、健康状態が許さない場合等の例外を除き、本人の意向を踏まえて支援に取り組んでいきます。

2 女性相談支援員

- ▶ 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的 技術に基づいて必要な援助を行います。
- ▶ 支援対象者が適切な支援を受けられるよう、丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行います。

3 女性自立支援施設

主な役割

- ▶ 支援において、以下のような役割を担います。
 - ① 困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うこと
 - ② 入所者の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行うこと
 - ③ 自立の促進のためにその生活を支援すること
 - ④ 退所した者について相談その他の援助を行うこと
- ▶ 入所後においても、支援対象者の意向を丁寧に確認し、適切な支援が受けられているかを確認します。
- ▶ 一時保護を経なくても、女性自立支援施設への入所決定及び入所手続は可能である ため、女性自立支援施設への入所に関する手続を積極的に整備します。
- ▶ 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害からの回復の支援等に際しては、心理 職等による専門的なケアを行います。
- ▶ 自立に向けた支援を行うに当たっては、施設の次の生活の場も視野に入れて、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

4 民間団体等

- ▶ 困難な問題を抱える女性支援のため、以下のような役割を担います。
 - ① 訪問や巡回、居場所の提供
 - ② SNS等を活用した相談支援やアウトリーチによる早期発見
 - ③ 女性相談支援センターや警察等の支援に関係する機関への同行
 - ④ 一時保護の受託
 - ⑤ 地域における生活の再建等の自立支援など
 - ⑥ 自立後の支援対象者の見守り (緩やかにつながる支援)

5 市町村

- ▶ 支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ▶ 市町村内における、支援窓口の周知等に努めるほか、民間団体と協働して女性支援 を積極的に担うことに努めます。
- ▶ 支援対象者に寄り添いながら、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携して、本人のニーズに照らし、戸籍や住民票の発行、転出入手続、各種手当の受給に係る手続、公営住宅への入居、児童の養育に関する支援、各種福祉サービスの調整等のコーディネート及び同行支援を行い、関係部署と連携して支援対象者を適切な支援につなげる役割を有し、継続した支援を行います。
- ▶ 緊急時における安全の確保について、地域における社会資源を活用して積極的に実施することを検討します。

6 警察

- ▶ 配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、 応急の救護を要すると認められる被害者を保護します。
- ▶ 当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観証拠及び逮捕の 理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを検討します。
- ▶ また、刑事事件としての立件が困難と認められる場合であっても、加害者への指導 警告を行うなど配偶者からの暴力による被害の発生を防止するための措置を講ずる ことを検討します。
- ▶ 被害者に対しては、個別の事案に応じ、必要な自衛措置に関する助言、支援センター等の関係機関の業務内容及び保護命令の制度の教示等被害者の立場に立った措置を講じます。
- ▶ 被害者及びその関係者に対して、加害者からの復縁等を求めてのつきまとい等の行為がある場合には、ストーカー規制法を適用した措置を厳正に講ずることを検討します。
- ▶ DV被害者から、DV被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があった場合は、次に掲げる措置のうち適切な支援を実施します。
 - ① 被害者に対し、DV被害を自ら防止するため、その状況に応じて避難その他 の措置を教示すること。
 - ② 加害者に被害者の住所又は居所を知られないようにすること。
 - ③ 被害者がDV被害を防止するための交渉を円滑に行うため、被害者に対する 助言、加害者に対する必要な事項の連絡又は被害防止交渉を行う場所として の警察施設の供用を行うこと。
 - ④ その他申出に係るDV被害を自ら防止するために適当と認める援助を行うこと。

2 関係機関の連携

1 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携

主な役割

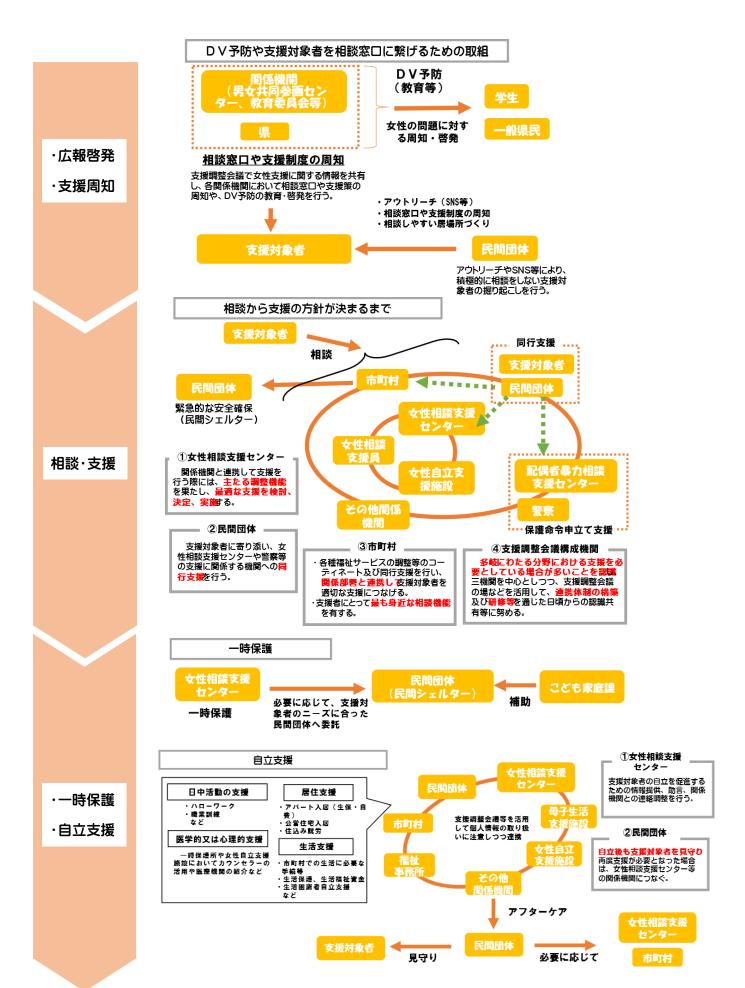
- ▶ 本県の場合、女性相談支援センター及び女性自立支援施設がどちらも県の直営であることから、密な連携を図りながら支援に取り組んでいきます。
- ▶ 県及び市町村の女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、三機関による連携により、包括的・継続的な支援を行います。
- ▶ 女性自立支援施設については、秘匿性に十分留意しながらも、女性自立支援施設の中長期的な専門的支援が行いうるようその在り方を検証し、より有効に支援に活用できるよう取り組んでいきます。

2 民間団体との連携

- ▶ 個人情報の適正な取扱いを確保した上で、行政機関による広範な分野の多様な支援 施策と、民間団体による支援のそれぞれの強みを活かした相互連携を図ります。
- ▶ 多様な民間団体の中には、必ずしも困難な問題を抱える女性への支援として適切でない団体もあるとの指摘があることから、支援対象者や民間団体等からの情報を注意深く収集し、現場における支援に支障をきたすことのないよう適切な対応、連携に努めます。
- ▶ 連携に当たっては、幅広い年代の支援対象者の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、支援対象者が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性について、十分な理解が関係者に共有されるよう留意します。
- ➤ 会議等で、行政などのその他関係機関と目的を共有するよう努め、各々の役割を認識した上で円滑な連携による支援ができるよう取り組みます。

3 関係機関との連携体制

- ▶ 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多いことを認識し、三機関を中心としつつ、支援調整会議の場などを活用して、連携体制の構築及び研修等を通じた日頃からの認識共有等に努めます。
- ▶ 支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者本人が児童養護の対象者である場合においても、適格なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と協力して取り組んでいきます。
- ▶ 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害による心的外傷等を抱えている者の場合は同被害の対応について専門的な知見を有し、被害直後からの支援を総合的に行う性犯罪・性暴力被害者のための性暴力被害者支援センター等の支援機関とも早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。



3 支援調整会議(協議会)

本県においては、令和5年度まで開催してきた「DV被害者保護支援ネットワーク会議」を困難女性支援法第15条に規定する「支援調整会議」及びDV防止法第5条の2に規定する「協議会」に移行することとします。

1 支援調整会議

目 的

支援調整会議においては、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うこととし、以下の目的のために組織します。

- ▶ 支援調整会議の構成員が地域における困難な問題を抱える女性の実態や、地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること。
- ▶ 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を 共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携の在り方を明確化すること。
- ▶ 個別ケースについての支援調整会議では、健康状態が許さない場合等の例外を除き本人の参画を得た上で、アセスメントを踏まえた支援方針の決定等について協議し、本人の状況や意向等に合わせたより良い支援の選択肢を提供あるいは平行して選択できるよう、様々な視点から検討し協議すること。
- ▶ 行政機関と民間団体等が協働してあるいは平行して支援を行う際に、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ効果的な支援を行うため、支援対象者についての情報を共有すること。

会議の構成

代表者会議	困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像
	及び調整会議全体の評価等を行います。
実務者会議	個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象
	者の実態把握等を行います。
個別ケース検討	一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所による自
会議	立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合
	わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについ
	て詳細な支援方針を議論します。

2 協議会

目 的

被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行います。

※補足事項

被害者に関する情報	被害者が置かれている状況を把握し、支援の内容を検討す
	るために必要な情報を広く含む。
その他被害者の保護を	加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の情
図るために必要な情報	報など被害者の保護を図るために必要な情報。
被害者に対する支援の	被害者の保護を図るための支援の内容に関する情報が広
内容に関する協議	く含まれ、被害者に対する支援の一環として、配偶者から
	の暴力の防止についての協議(例えば、加害者プログラム
	の活用など)を行うことも含まれる。

会議の構成

代表者会議	被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情
	報の交換や被害者に対する支援の内容に関する協議に関し、関係
	部局や機関の長により構成されます。
実務者会議	被害者の支援に直接携わる者により構成されます。
個別ケース検	実際の個別の事案に対応し、緊急時対応などにおいては会議の形
討会議	式によらない関係機関等の構成員による情報交換・協議等です。

個人情報の取扱い

協議会においては、被害者の個人情報(被害に伴う病歴などの要配慮個人情報を含む。)のほか、加害者、被害者及び加害者の親族、被害者の支援者等の個人情報を取り扱うことが想定されます。

個人情報保護法第 18 条	民間事業者は、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の
第3項第1号、第20条	同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて
第2項第1号、第27条	個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、個人デ
第1項第1号	ータを第三者に提供することができる。
個人情報保護法第69条	行政機関等は、法令に基づく場合は、利用目的以外の目
第1項	的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するこ
	とができる。
DV防止法第5条の2	被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとと
第3項、第5条の2第5	もに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行う。
項	資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求
	めることができる。
	任務の範囲内で、個人情報を利用し相互に提供すること
	が可能だが、個人情報を取り扱うのは個別ケース検討会
	議で被害者の保護のための具体的な対応を検討する場合
	等のみとし、代表者会議や実務者会議については、特定
	の個人を識別することができないような形にした上で共
	有するなどの配慮を行う。

随時 ※女性相談支援セン ターの判断 ※相談を受けた機関の 要請 警察 市町村 女性相談支援 センター ※二者協議等でも活用を検討

個別ケース検討会議

- ※支援に関わる関係機関を個別ケース検討会議の構成 員として規定し、個人情報の共有を可能とする(罰 則規定)。
- →関係機関が情報共有を行うことにより、支援対象者 が何度も同じ説明を行うなどの負担を軽減すること もできると考えられる。

【会議の趣旨】

- ・一時保護が必要な場合
- ・女性自立支援施設による自立支援が必要な場合
- ・各種の社会福祉サービスを組み合わせて支援を行う 場合等
- ・実際の個別の事案に対応し、緊急時対応などにおいては会議の形式によらない。

